

白岡市下水道条例の概要

1 改正の理由

下水道法施行令、国土交通省が定める標準下水道条例の改正等に伴い、所要の整備を行うため、本条例の全部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第10条関係

排水設備等の新設等の工事を行う者の指定基準として、営業所ごとに、責任技術者を専属する者から選任する者に見直すとともに、埼玉県内の他の営業所について兼任することを妨げないこととする。

(2) 第20条関係

公共下水道への放流水の排水基準に関する規定において、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

(3) その他

排水設備等の新設等の工事を行う者及び責任技術者並びに公共下水道の占用に関する規定について、所要の文言整理を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。